

神奈川県最低賃金審議会

令和4年度第1回神奈川県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年8月2日（火） 15：00～15：50		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 部会長・部会長代理の選出について 2 神奈川県最低賃金の改正決定について 3 その他		
議事要旨	<p>1 審議に先立って労働基準部長が挨拶を行い、昨日（8月1日午後3時から開催）の中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告を配布した。 Aランク、Bランク31円、Cランク、Dランクを以ては30円であることを示した。</p> <p>2 部会長に盛誠吾委員、部会長代理に赤羽淳委員が選出された。</p> <p>3 統計資料について事務局から説明があり、それに対する質疑応答が行われた。</p> <p>4 神奈川県最低賃金について、公益委員が労使双方から意見聴取（個別折衝）を行った。</p> <p>(1) 労働者側の主張 昨年に引き続きコロナ禍であるが、神奈川県における最低賃金の水準は、年収換算で205万円である。当面の目指すべき水準は連合リビングウエイジによる時給1,140円である。 地域間格差については、最低賃金引上げの抑制でなく、適正な価格転嫁への支援と人口減少問題を踏まえ労働力確保の観点での水準が必要である。 ロシアによるウクライナ侵攻を機に、4月以降の急激な資源高・物価高も加えて、米国の利上げなどにより円安となっている。 4月～6月の3か月連続で消費者物価指数が2%超えている。 春闘における賃金改善については、2.07%の賃上げがなされている。 最賃近傍で働く立場の弱い労働者は、物価上昇の影響を大きく受けており、物価上昇が生活に与える影響は大きいので、物価上昇分を加味した決定が必要である。 よって、目安額どおりの31円の引き上げが必要である。</p> <p>(2) 使用者側の主張 コロナ禍による行動制限が解除され、社会活動が正常に向けて動き出したが、長期化するウクライナ情勢等による「原材料価格の高騰」、20年ぶりの水準となった「円安」が中小・小規模事業者の経営を圧迫している。 製造業の場合、材料が納入されないと製造、納品ができず、資金繰りが大きく悪化し、事業継続が難しい。 コロナ禍対応の「ゼロゼロ融資」の返済時期が来るため、これから休業、廃業に向かう事業者が増えると思われる。 中小・小規模事業者は、原材料価格、人件費を価格転嫁が極めて困難な状況にある。 「賃金改定状況調査」の第4表①の賃金上昇率Aランクの1.4%を重視して審議したい。 よって、31円の引き上げには納得できない。</p> <p>5 労使の意見の隔たりが大きく、引き続き専門部会での審議を行うことになった。</p>		